

八代市地域審議会の概要について

【地域審議会のこれまでのあゆみ】

平成14年 9月 1日	八代地域市町村合併協議会（法定協議会）設置
平成14年12月10日	8市町村（一部）提案
平成15年 1月14日	8市町村（一部）確認
平成16年 3月13日	6市町村による法定協議会設置 ※2町離脱
平成16年 4月27日	6市町村再提案
平成16年12月14日	6市町村確認
平成17年 3月13日	市町村長による合併調印
平成17年 3月22～29日	市町村議会での合併（廃置分合）議案議決
平成17年 8月 1日	合 併
＜第1期17・18年度＞	
平成17年11月 2日	第1回地域審議会開催 第1部：合同会議（※委嘱状交付） 第2部：6地域審議会（別会場）
平成18年 5月26日～ 6月2日	第2回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成18年 9月26日～10月5日	第3回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成18年12月19日～22日	第4回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成19年 1月21日	市長へ答申 「住民自治によるまちづくりの推進について」
平成19年 2月13～16日	第5回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成19年 2月26日	市長へ答申 「八代市総合計画基本構想（案）について」
＜第2期19・20年度＞	
平成19年 6月20日	第6回地域審議会開催 第1部：合同会議（※委嘱状交付） 第2部：6地域審議会（別会場）
平成19年10月15～18日	第7回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成20年 3月17～21日	第8回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成20年 5月27～30日	第9回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成20年 8月26日～9月3日	第10回地域審議会開催（5地域開催※八代以外）
平成21年 3月24～30日	第11回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
＜第3期21・22年度＞	
平成21年 6月25日	第12回地域審議会開催 第1部：合同会議（※委嘱状交付） 第2部：6地域審議会（別会場）
平成21年10月2日・11月25日	第13回地域審議会開催（東陽・泉地域のみ開催）
平成22年 2月22日～3月1日	第14回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成22年 6月18日～28日	第15回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成23年 1月12日～20日	第16回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）
平成23年 3月22日～28日	第17回地域審議会開催（6地域審議会ごと開催）

<第4期23・24年度>

平成23年 5月30日～6月10日	第18回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成23年 7月20日・8月29日	第19回地域審議会開催 (鏡・泉地域のみ開催)
平成23年11月16日～24日	第20回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成24年 3月22日～29日	第21回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成24年 7月 3日～27日	第22回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成25年 1月21日～25日	第23回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成25年 3月21日～28日	第24回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)

<第5期25・26年度>

平成25年 5月22日～31日	第25回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成25年11月18日～22日	第26回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成26年 3月25日～28日	第27回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成26年 7月28日～31日	第28回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成26年11月12日～21日	第29回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
平成26年11月26日	市長へ答申

「新庁舎建設候補地の優先順位について」

「新市建設計画の変更について」

平成27年 3月19日～25日	第30回地域審議会開催 (6地域審議会ごと開催)
-----------------	--------------------------

【地域審議会 (第6期)】 ※委員数の () 内は公募委員数

審議会名	委員数	担当課等
八代地域審議会	12名 (2名)	本 庁 企画政策課 ※6地域審議会の総括も兼ねる
坂本地域審議会	10名 (0名)	坂本支所 地域振興課 (総務振興係)
千丁地域審議会	11名 (1名)	千丁支所 地域振興課 (総務振興係)
鏡 地域審議会	12名 (2名)	鏡 支所 地域振興課 (総務振興係)
東陽地域審議会	10名 (0名)	東陽支所 地域振興課 (総務振興係)
泉 地域審議会	10名 (0名)	泉 支所 地域振興課 (総務振興係)
計	65名 (5名)	

地域審議会とは

1. 制度の趣旨

地域審議会は、合併によって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるとの懸念があり、そのことが合併推進の障害になっていることに対応して、合併市町村の施策全般に関し、きめ細かく住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものです。

《関係法令》

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

第5条(略)

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会がおかれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2. 設置手続き

合併前の市町村の協議により、合併前の市町村の区域を単位として、必要な地域に審議会を設置することができます。

地域審議会は、地方自治法138条の4第3項に基づく合併市町村の長の付属機関であり、付属機関は、条例で設けるものですが、新設合併の場合は、合併前に合併後の条例を定めることはできないことから、条例ではなく、合併関係市町村の協議によって、設置及び組織運営等に関する事項を定めます。協議については、各市町村の議会の議決ということになります。

《関係法令》

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の付属機関として自治紛争委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

ただし、政令で定める執行機関については、その限りではない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 付属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

3. 地域審議会の役割

地域審議会は、新市における関係区域に関する事項について、新市の長の諮問に応じて審議・答申します。また、地域審議会が、必要と認める事項について、意見を述べるものです。

なお、新市の長は、新市建設計画を変更しようとするときには、地域審議会の意見を聞かなければならないこととされています。

- 市長の諮問に応じて審議・答申する事項
 - (1) 新市建設計画の変更に関する事項
 - (2) 新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - (3) 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - (4) 地域振興のための基金の活用に関する事項
 - (5) その他、市長が必要と認める事項
- 地域審議会から市長に意見を述べる事項
 - (1) 新市建設計画の執行状況に関する事項
 - (2) 住民自治に関する事項
 - (3) 情報提供に関する事項
 - (4) その他、審議会が必要と認める事項

4. 設置期間

平成17年8月1日から平成28年3月31日までです。

地域審議会は、市町村合併の直後という特別な状態に設けられる特例的な制度のため、合併関係市町村の協議により定められた一定期間に限って設置されるものです。本市においては、新市建設計画の施行期間である10年8ヶ月間となります。

5. 委員構成

委員は25名以内とし、設置区域に住所を有する者で構成されます。

ただし、第2期以降は17名以内、第3期以降は12名以内とします。

- (1) 住民自治代表
- (2) 農林水産業団体、商工団体に属する者
- (3) 青年・女性・高齢者の団体に属する者
- (4) 教育に関係する者
- (5) 社会福祉に関係する者
- (6) 消防・防災に関係する者
- (7) ボランティア活動に関係する者
- (8) 学識経験を有する者
- (9) その他市長が認める者(※公募委員2名以内)

6. 任期

- ・委員の任期は2年です。ただし、再任は妨げないものとします。
- ・設置区域に住所を有しなくなったときは、その職を失います。
- ・欠員により就任した委員の任期は、前任者の残任期間となります。

※第6期の任期 平成27年4月以降委嘱の日～平成28年3月31日

7. 会長・副会長

地域審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定めます。

8. 会議について

審議会は、会長が招集し、毎年度開催します。委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示し、請求があったときは開催できます。なお、審議会の開催は年3回を予定しています。

審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことはできません。

審議会の議長は、会長が務めます。会長が必要と認めるときは、委員以外の者を地域審議会に出席させて、意見を求めることができます。

地域審議会は、原則公開となります。

9. 議会と地域審議会の位置づけ

議会は本来、地方公共団体の意志決定機関であり、地方公共団体の意志は、住民に代わって議会(本会議)によって決定されるものです。地域審議会は、合併特例法第5条に定められていますが、あくまで新市建設計画の進捗や変更などについて、新市の長から諮問を受けたり、意見を述べるたりするために制度化されていることから、議会のような議決権もなく、行政処分等はありません。

根本的に「議会」と「地域審議会」の役割は全く異なっており、地域審議会はそもそも合併に伴って、それぞれの地域がもつ歴史・文化・伝統を失うばかりか、中心部だけが栄えて、置き去りにされること等の懸念や不安を払拭するため、公式のルートで市長へ具申するということが大きな役割になります。